

# 養子縁組届

血縁関係による親子関係がない者や嫡出の親子関係がない者の間に、嫡出親子と同等の関係を創る法律行為です。

要件として家庭裁判所の許可や同意者を必要とする場合もあります。

根拠法令	戸籍法第66条・第68条、民法第792条～第798条
届出期間	届出をした日から法律上の効力が発生
届出地	養子の本籍地・養親の本籍地・届出人の所在地
届出人	養親及び養子（養子が15歳未満のときは法定代理人）
必要書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・届書：養子縁組届記入例（日本人配偶者の子との場合）、養子縁組届記入例（日本人で血縁関係のない成人との場合）は下記をご覧ください</li><li>・戸籍全部事項証明書：養親と養子のもの（届出地が本籍地ではない場合のみ）</li><li>・家庭裁判所の許可書等：未成年者を養子にするとき（自己又は配偶者の直系卑属を養子にするときは不要）</li><li>・家庭裁判所の縁組許可の審判書の謄本：未成年を養子とする場合 ※未成年者を養子とする場合でも、自己または配偶者の直系卑属を養子とする場合については、家庭裁判所の許可は不要（配偶者が死亡又は離婚は除く）</li><li>・外国人が養親となる場合は、次要要件を満たした資料及び訳者を明記した日本語訳 ※当該外国人の本国官憲が証明した縁組についての法律の写し及び訳者を明記した日本語訳、あるいは出典を明らかにした法文の抜粋の写し及び訳者を明記した日本語訳</li><li>・外国人が養子となる場合は、その保護要件を満たしている資料及び訳者を明記した日本語訳 ※当該外国人の本国官憲が証明した縁組についての法律の写し及び訳者を明記した日本語訳、あるいは出典を明らかにした法文の抜粋の写し及び訳者を明記した日本語訳</li><li>・同意を必要とする場合、同意書（外国語の場合は訳者を明記した日本語訳も必要）</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縁組をする者が外国人の場合、国籍証明書（パスポート可）、出生証明書及び訳者を明記した日本語訳</li> <li>・印鑑:養親及び養子それぞれ（養子が15歳未満のときには法定代理人の印鑑）</li> </ul>
<p>そ の 他</p>	<p>「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出には必ず成年者の証人2名以上がいなければ受理できません。</li> <li>・養子縁組を行なった後も、実親との関係は実の親子として続いていきます。</li> <li>・配偶者がいる筆頭者が縁組して養子となると、配偶者とともに養親の氏を称して新戸籍を編製します。</li> <li>・養子の子が養子縁組前の戸籍に在籍していた場合、養子の子は養親の氏を称した養子の新戸籍に入らず、旧の氏の戸籍に残ります（養子の子が新戸籍に入るためには入籍届が必要）。</li> <li>・配偶者のみが養子縁組をして養子になっても、氏も戸籍も変わりません。</li> <li>・養子が未成年者のときは養親の親権に服します。</li> <li>・婚姻前の子ども（筆頭者でも配偶者でもない場合）が養子となるときは、養親の氏（姓）を名乗り、養親の戸籍に入ります。</li> </ul> <p>【養子縁組の主な成立要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者間に縁組をする意思の合致があること</li> <li>・養親となる人が成年に達していること <ul style="list-style-type: none"> <li>※婚姻している者は20歳未満でも成年とみなされます</li> </ul> </li> <li>・養子となる者が、養親の嫡出子、養子ではないこと</li> <li>・養子となる人が、養親となる人の尊属または年長者でないこと</li> <li>・養子となる人が、養親となる人の嫡出子または養子でないこと</li> <li>・未成年者を養子とするときは、家庭裁判所の許可を得ていること <ul style="list-style-type: none"> <li>※自己または配偶者の直系卑属を養子とするときは、家庭裁判所の許可は不要</li> </ul> </li> <li>・後見人が被後見人（未成年後見人及び成年被後見人）を養子とする場合は家庭裁判所の許可が必要。</li> <li>・配偶者のある人が未成年を養子とするには、配偶者と共にすること <ul style="list-style-type: none"> <li>※配偶者の嫡出子を養子とする場合または配偶者がある意思を表示することができなければ、この限りではない</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者のある人が縁組をするときは、その配偶者の同意を得ること</li> </ul> <p>※養親になる人及び養子になる人いずれの場合も同意書が必要です。ただし、夫婦で縁組を行う場合は、ともに届出人（当事者本人）ですので、同意書は不要です。</p> <p>また当事者の一方が外国人の者の場合は、日本の法律による同意者のみではなく、その国の法律によって同意を得なければならない方々が規定されている場合があります。</p>
関連の届出	
教 示	<p>養子縁組届の不受理処分がされたとき、戸籍法第121条により家庭裁判所に不服申立てができます。</p>

※この様式は平成24年4月1日からの様式です。

※この届出は、日本人配偶者の子を養子にするための届出です。

<b>養子縁組届</b>	受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日				
	送付 平成 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印				
平成23年12月25日届出 ※届出日を記入してください	書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住 民 票	通 知
埼玉県春日部市長 殿						

よみかた 氏 名	養子になる人			
	かすかべ 養子 氏 春日部	たろう 名 太郎	養女 氏	名
生年月日	昭和・平成19年5月3日		昭和・平成 年 月 日	
住 所	埼玉県春日部市中央 6		丁目 2	番地 号
〔住民登録をして いるところ〕	(よみかた) しょうわ いちろう 世帯主 庄和 一郎		(方書・マンション名) スカイハイツ501	
	の氏名			
本 籍	埼玉県春日部市金崎 839		丁目	番地 1
〔外国人のときは 国籍だけを書い てください〕	筆頭者 の氏名		春日部 花子	
	父	春日部 二郎	続き柄	父
父母の氏名 父母との続き柄	母	庄和 花子	二 男	母
			女	
入籍する戸籍 または 新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 養親の現在の戸籍に入る		<input type="checkbox"/> 養子夫婦で新しい戸籍をつくる	
	<input type="checkbox"/> 養親の新しい戸籍に入る		<input type="checkbox"/> 養子の戸籍に変動がない	
監護をすべき者 の有 無	(養子になる人が十五歳未満のときに書いてください)			
	<input type="checkbox"/> 届出人以外に養子になる人の監護をすべき <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 養父 <input type="checkbox"/> 養母がいる			
届出人 署名押印	<input checked="" type="checkbox"/> 上記の者はいない			
	印		印	

届 出 人 (養子になる人が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことが できない未成年後見人について、その他欄又は別紙(様式任意。届出人全員の契印が必要)に書いてください。)			
資 格	親権者 ( <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 養父 )	<input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 特別代理人	親権者 ( <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 養母 ) <input type="checkbox"/> 未成年後見人
住 所	埼玉県春日部市中央 6 丁目 2 番地 号 (方書・マンション名)		
本 籍	埼玉県春日部市粕壁東 3 丁目 2 番地 番地 庄和 一郎 筆頭者 の氏名		
署 名 押 印	庄和 花子		
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日 昭和・平成62年10月10日		

※持参するもの 印鑑、本人確認できるもの、戸籍全部事項証明書

(本籍地以外に提出する場合)

※調停の場合は調停調書の謄本、審判の場合は審判書謄本及び確定  
証明書を持参してください。

※調停、審判の届出以外は、20歳以上の証人の方の署名、押印が必要です。

連絡先	電話 048(736)1111
	住宅・携帯・勤務先・呼出

# 養子縁組届 (日本人配偶者の子) (右側)

		養 親 に な る 人			
(よみかた) 氏 名	しょうわ いちろう				
	養父 氏 庄和	名 一郎	養母 氏	名	
生年月日	昭和 60年 7月 11日		年 月 日		
住 所	埼玉県春日部市中央 6				2番地
(住民登録をして いるところ)	しょうわ いちろう		(丁目)	番 号	
	(よみかた) 世帯主 の氏名 庄和 一郎		方書・マンション名 スカイハイツ501		
本 籍	埼玉県春日部市粕壁東 3				(丁目) 2番地
(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	筆頭者 の氏名 庄和 一郎				
そ の 他	新しい本籍 (養親になる人が戸籍の筆頭者およびその配偶者でないときは、ここに新しい本籍を書いてください)				
届 出 人 署 名 押 印	養父 庄和 一郎 印		養母 印		

		証 人			
署 押 生 年 月 日	春日部 竹男 印		春日部 梅子 印		
	昭和 20年 3月 15日		昭和 25年 5月 20日		
住 所	埼玉県春日部市中央 7				同 左
	(丁目) 2番地	1号	丁目 番地 番 号		
本 籍	埼玉県春日部市中央 7				同 左
	(丁目) 2番地	1	丁目 番地 番		

※この様式は平成24年4月1日からの様式です。

※この届出は、日本人で血縁関係のない成人を養子にするための届出です。

# 養子縁組届

平成23年12月25日届出

※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日				
送付 平成 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住 民 票	通 知

よみかた 氏 名	養子になる人			
	かすかべ 氏 粕壁	たろう 名 太郎	養女 氏	名
生 年 月 日	昭和・平成57年3月3日		昭和・平成 年 月 日	
住 所	埼玉県春日部市中央 6		丁目 2	番地 号
〔住民登録をして いるところ〕	(よみかた) かすかべ たろう 世帯主 粕壁 太郎		(方書・マンション名) スカイハイツ501	
	筆頭者の氏名		筆頭者の氏名	
本 籍 〔外国人のときは 国籍だけを書いて ください〕	埼玉県春日部市金崎 839		丁目	番地 1
	筆頭者の氏名		筆頭者の氏名	
父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 き 柄	父 粕壁 一郎	続 き 柄	父	続 き 柄
	母 花子	二 男	母	女
入籍する戸籍 または 新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 養親の現在の戸籍に入る <input type="checkbox"/> 養親の新しい戸籍に入る		<input type="checkbox"/> 養子夫婦で新しい戸籍をつくる <input type="checkbox"/> 養子の戸籍に変動がない	
	埼玉県春日部市粕壁東 3		丁目 2	番地 番
監護をすべき者 の有 無	(養子になる人が十五歳未満のときに書いてください)			
	<input type="checkbox"/> 届出人以外に養子になる人の監護をすべき <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 養父 <input type="checkbox"/> 養母がいる <input type="checkbox"/> 上記の者はいない			
届 出 人 署 名 押 印	粕壁 太郎 印		印	

届 出 人 (養子になる人が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙(様式任意。届出人全員の契印が必要)に書いてください。)			
資 格	親権者 (□父 □養父) □未成年後見人 □特別代理人	親権者 (□母 □養母) □未成年後見人	
住 所	丁目 番地 号 (方書・マンション名)	丁目 番地 号 (方書・マンション名)	
本 籍	丁目 番地 番 筆頭者の氏名	丁目 番地 番 筆頭者の氏名	
署 名 押 印			
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	

※持参するもの 印鑑、本人確認できるもの、戸籍全部事項証明書  
(本籍地以外に提出する場合)

※調停の場合は調停調書の謄本、審判の場合は審判書謄本及び確定  
証明書を持参してください。

※調停、審判の届出以外は、20歳以上の証人の方の署名、押印が必要です。

連絡先	電話 048(736)1111
	☎・携帯・勤務先・呼出

# 養子縁組届（血縁関係のない成人）（右側）

		養 親 に な る 人			
(よみかた) 氏 名	しょうわ じろう				
	養父 氏 庄和	名 二郎	養母 氏	名	
生年月日	昭和 10年 5月 15日		年 月 日		
住 所	埼玉県春日部市中央 6 <span style="float: right;">2番地</span>				
〔住民登録をして いるところ〕	(よみかた) かすかべ たろう		方書・マンション名	スカイハイツ501	
	世帯主の氏名 粕壁 太郎				
本 籍	埼玉県春日部市粕壁東 3 <span style="float: right;">2番地</span>				
〔外国人のときは 国籍だけを書いて ください〕	筆頭者の氏名 庄和 二郎				
そ の 他	新しい本籍（養親になる人が戸籍の筆頭者およびその配偶者でないときは、ここに新しい本籍を書いてください）  この縁組に同意する。 養父の妻 庄和 竹子 印				
届 出 人 署 名 押 印	養父 庄和 二郎 印		養母 印		

		証 人			
署 押 生 年 月 日	春日部 竹男 印		春日部 梅子 印		
	昭和 20年 3月 15日		昭和 25年 5月 20日		
住 所	埼玉県春日部市中央 7		同 左		
	(丁目) 2 (番地) 1号	丁目 番地 番 号			
本 籍	埼玉県春日部市中央 7		同 左		
	(丁目) 2 (番地) 1	丁目 番地 番			